明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙一］

（道府県民税）

受付印

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認　整理番号　事務所　区分　管理番号　申告区分

令和　年　月　日　殿

法人番号

この申告の基礎　法人税の令和　年　月　日の修正・更正・決定・再更正による。

申告年月日　年　月　日

所在地（本邸が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）　兆　十億　百万　千　円　（　）

（ふりがな）法人名

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等

（ふりがな）代表者氏名　（ふりがな）経理責任者氏名

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額　兆　十億　百万　千　円

期末現在の資本金等の額　兆　十億　百万　千　円

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の申告書※

（事業税）

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割 所得金額総額（㊽－㊾）又は別表5㊱	㉘	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
所得割 年400万円以下の金額	㉙	000		00
所得割 年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
所得割 年800万円を超える金額	㉛	000		00
所得割 計 ㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
所得割 軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割 付加価値額総額	㉞			
付加価値割 付加価値額	㉟	000		00
資本割 資本金等の額総額	㊱			
資本割 資本金等の額	㊲	000		00
収入割 収入金額総額	㊳			
収入割 収入金額	㊴	000		00
合計事業税額 ㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴	㊵			00
事業税の特定寄附金税額控除額	㊶		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊷
差引事業税額 ㊵－㊶－㊷	㊸	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	㊹ 00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊺		この申告により納付すべき事業税額㊸－㊹－㊺	㊻ 00
㊻の内訳 所得割	㊼	00	付加価値割	㊽ 00
㊻の内訳 資本割	㊾	00	収入割	㊿ 00
㊻のうち見込納付額	(51)		差引 ㊻－(51)	(52)

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割に係る特別法人事業税額	(53)	兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円 00
収入割に係る特別法人事業税額	(54)	00		00
合計特別法人事業税額 (53)＋(54)	(55)			00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(56)	兆 十億 百万 千 円	差引特別法人事業税額(55)－(56)	(57) 00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(58)	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(59)
この申告により納付すべき特別法人事業税額(57)－(58)－(59)	(60)	00	(60)のうち見込納付額	(61)
差引 (60)－(61)	(62)			

所得金額の計算の内訳

所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）	(63)	
加算 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	(64)	
加算 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	(65)	
減算 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	(66)	
減算 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	(67)	
仮計 (63)＋(64)＋(65)－(66)－(67)	(68)	
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	(69)	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(55)）	(70)	
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額	(71)	
還付請求 中間納付額	(72)	

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①＋②－③＋④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑥	000
法人税割額（⑤又は⑥×100）	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮	⑯	00
均等割 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
均等割 円×⑰/12	⑱	00
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 ㉑－㉒	㉓	
東京都の場合の⑦の計算 特別区分の課税標準額	㉔	000
東京都の場合の⑦の計算 同上に対する税額 ㉔×100	㉕	
東京都の場合の⑦の計算 市町村分の課税標準額	㉖	000
東京都の場合の⑦の計算 同上に対する税額 ㉖×100	㉗	

法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	兆 十億 百万 千 円
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額	
決算確定の日	・ ・
解散の日	・ ・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・ ・
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税 有・無　法人税 有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間	・ ・ ～ ・ ・
翌期の中間申告の要否	要・否　国外関連者の有無 有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店　口座番号（普通・当座）

税理士法第30条の書面提出有　税理士法第33条の２の書類作成有

税務署　関与税理士名　（電話　）